

令和7年12月16日

本庁における定時見積(ゴム印・印章)の実施方法の変更について

令和8年1月6日からゴム印・印章の定時見積実施方法を下記のとおり変更します。

記

1 案件閲覧等の期日

案件閲覧日時(仕様及び原稿の提示)	見積書の提出期限	開札結果の通知
毎月第2、第4火曜日 午前9時30分から午後4時まで <u>※必ず閲覧名簿に記名してください。</u>	閲覧日翌開庁日の 午後8時まで	閲覧日翌々開庁日の 午前9時から

定時見積開催の有無は、当日お電話によるお問い合わせが可能です。

(ダイヤルイン:052-954-6645)

2 閲覧場所

会計局調達課(本庁舎1階西側)内 (変更なし)

3 見積書の提出方法

閲覧名簿に記名していただいた事業者様を対象に閲覧日の午後5時までに**物品等電子調達共同システム**(以下、**システム**)で**見積依頼**します。見積依頼がメールで届きますので、**システム**にログインし、見積金額を登録してください。

4 契約者を決定する手順

- (1) **システム**内で開札し、契約者を決定します。
- (2) **システム**からメールで決定通知が送信されます。なお、不調の場合は別途個別に協議の連絡をします。
- (3) 契約者及び契約金額は**システム**で公開します。

愛知県会計局調達課 調達第一グループ

電話 052-954-6645

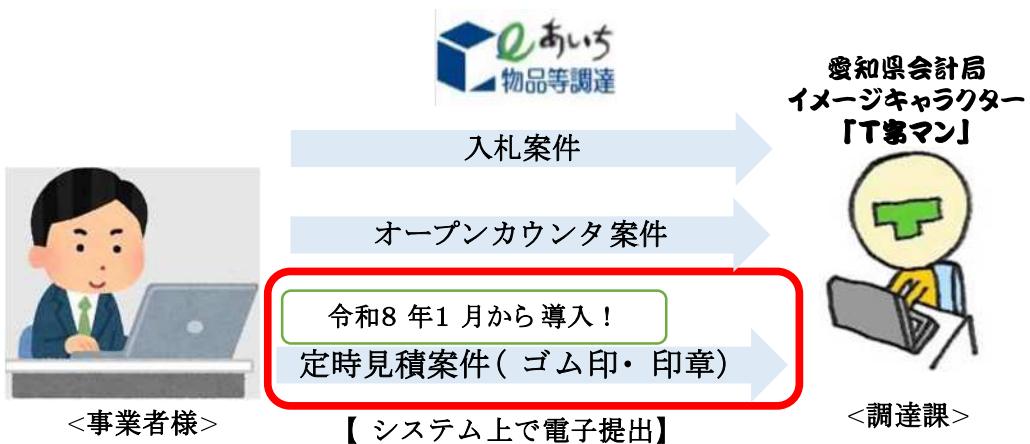
FAX 052-954-6954

見積書提出を 電子化します!



会計局調達課

- ◆ 定時見積の見積書提出依頼を「あいち電子調達共同システム（物品等）」（以下システムという）を利用して行います。



<案件による違い（ゴム印・印章）>

案件	予定価格	ICカード	名簿登録
入札案件	予定価格400万円超	必要	必要
定時見積案件 (ゴム印・印章)	予定価格400万円以下	不要	必要



見積がシステム上で完結



見積書提出にICカードは不要



計算間違いや記載不備による無効が防げます

Q & A



なぜ見積の提出方法が変わるのでですか？



ペーパーレスを推進することで、用紙排出量を縮減します。また、システムで提出することで記載誤りによる無効や、計算間違いを防げます。



見積の提出方法以外に変わることはありますか？



落札決定通知がメールで届きます。原稿や見本の引き渡しは変更有りません。



見積依頼通知以外にメールで届くものはありませんか？



以下の表のとおりシステムからメールが自動送信されます。

タイミング	メールタイトル
県が見積依頼したとき	見積依頼通知書発行通知
事業者様が見積書を提出したとき	見積受付票発行通知
見積書提出期限が到来したとき	見積締切通知書発行通知
県での開札処理が終了したとき	落札決定通知書発行通知



どうしても対応できません。別の方法はありますか？



原則はシステム利用によります。どうしてもシステムが利用できない場合は、個別にご相談ください。